電力ケーブル売却　一式
仕様書

２０２６年１１月

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

１ 件名

電力ケーブル売却　一式

２ 売却の概要

① 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の設備工事に伴い撤去する電力ケーブル（低圧ケーブル及び高圧ケーブル）を売却する。売却は１件の契約とし、対象物品を２回に分けて引き渡し、各回の引渡数量に応じた売却代金の支払いを受けるものとする。

② 契約は、低圧ケーブル及び高圧ケーブルそれぞれについて、１kg 当たりの売却単価を定める単価契約とする。売却代金は、各回の引渡しに際して計量し、本学と受注者が確認した区分ごとの実重量に、それぞれの契約単価を乗じて算定する。なお、仕様書に記載する数量は見込数量であり、売却代金は実際の引渡重量に基づき精算する。契約単価は２回の引渡しに共通して適用する。

３ 売却対象物品

区分	見込数量	状態
低圧ケーブル	8,381 kg	撤去した 600V CVT ケーブル
高圧ケーブル	8,089 kg	撤去した 6.6kV CVT ケーブル
合計	16,470 kg	

① 上記数量は、図面に記載されたケーブルの長さ等に基づき算出した２回分の合計見込数量であり、実際の撤去状況等により増減する場合がある。各回の数量及び最終的な売却数量は、撤去後の計量により確定する。

② 重量は、被覆等を含むケーブル本体の重量とし、パレット、容器、梱包材その他の売却対象外物品の重量を除く。銅分のみの重量ではない。

③ 撤去ケーブルの保管場所及び保管状況は、別紙１の「撤去ケーブルの保管状況図」を参照すること。

４ 引渡場所及び期限

引渡場所： バイオサイエンスＣ棟地階ドライエリア

回次	撤去予定時期	引渡期限
第１回	令和８年１２月	令和９年２月２６日
第２回	令和９年３月	令和９年４月２３日

具体的な計量及び引渡日時は、本学と受注者が協議し、上記期限内で決定する。撤去工程の変更等により期限の変更が必要となる場合は、双方協議の上、書面により定める。

５ 撤去及び搬出の分担

① 既設設備からのケーブルの撤去及び保管場所までの移動は、本学が別途発注する工事により行うものとし、本売却契約には含めない。

② 受注者は、引渡しを受けるケーブルの保管場所からの引き上げ・積込み、搬出及び運搬を行う。車両、積込み機材、人員、計量、運搬その他引取りに必要な費用は、受注者の負担とする。

③ 受注者は、各回の売却対象物品を引渡期限までに全て引き取るものとし、ケーブルの種類、サイズ又は状態を理由に選別して一部のみを引き取ってはならない。

６ 計量及び引渡数量の確認

① 受注者は、低圧ケーブル及び高圧ケーブルを区分して計量する。計量方法、計量場所、使用する計量器及び本学による確認方法は、初回の引渡し前に本学の承認を得るものとする。

② 受注者は、各回について、計量日、ケーブル区分、総重量、風袋重量及び正味重量が確認できる計量票等を本学に提出する。車両等を含めて計量する場合は、風袋を差し引くものとする。
③ 本学及び受注者は、計量結果に基づき低圧・高圧別の引渡重量を確認し、数量、引渡日等を記載した引渡確認書を取り交わす。
④ 重量は、計量器により表示された正味重量を kg 単位で確定するものとし、1kg 未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
⑤ 詳細については別紙２「電力ケーブルの運搬・売却に伴う計量管理」による。

７ 売却代金の算定及び支払

① 契約単価は、低圧ケーブル及び高圧ケーブルそれぞれについて、１kg 当たりの単価として定め、２回の引渡しに共通して適用する。契約期間中の銅相場等の変動を理由に単価を変更しない。
② 各回の売却代金は、次の算式により算定する。消費税等及び代金の端数処理は、契約書に定める。

各回の売却代金（税抜）＝（低圧ケーブルの契約単価×当該回の低圧ケーブル確定重量）＋（高圧ケーブルの契約単価×当該回の高圧ケーブル確定重量）

③ 本学は、各回の引渡数量及び売却代金を確定した後、請求を行う。受注者は、各回の引渡し完了後、３０日以内に支払うものとする。振込手数料は受注者の負担とする。

８ 搬出時の安全及び現場管理

受注者は、本学及び工事施工者と作業日程・搬出経路を調整し、教育研究活動及び工事に支障を及ぼさないよう搬出する。施設、道路及び第三者への損害防止に必要な措置を講じ、受注者の責めに帰すべき事由による損傷等は、その負担で原状回復する。搬出後は、作業場所を清掃する。

９ その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、本学と受注者が協議する。

別紙１

撤去ケーブルの保管状況図

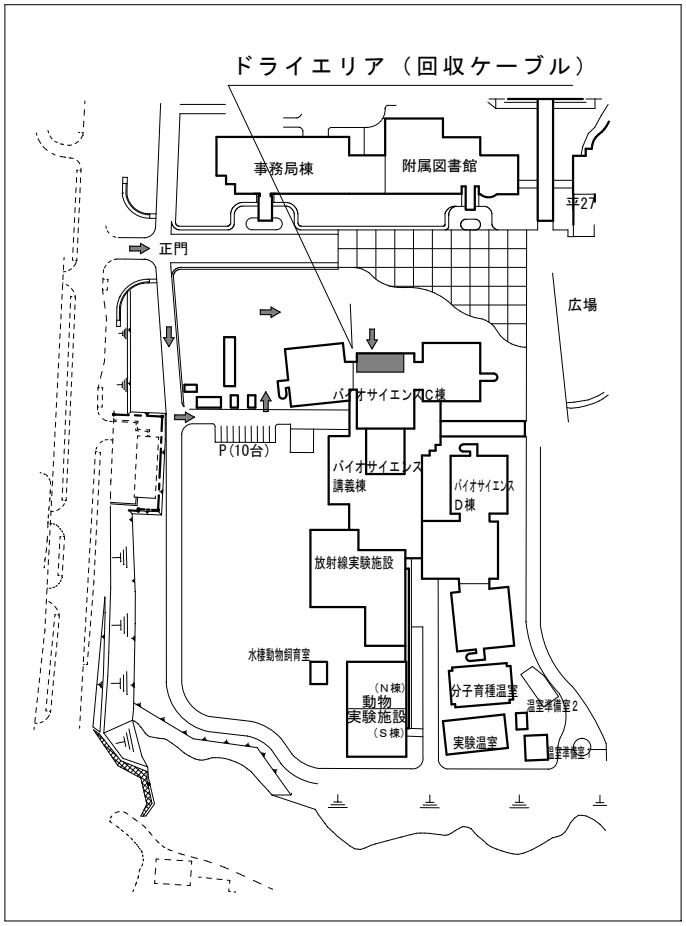

配置図　S=1/2500

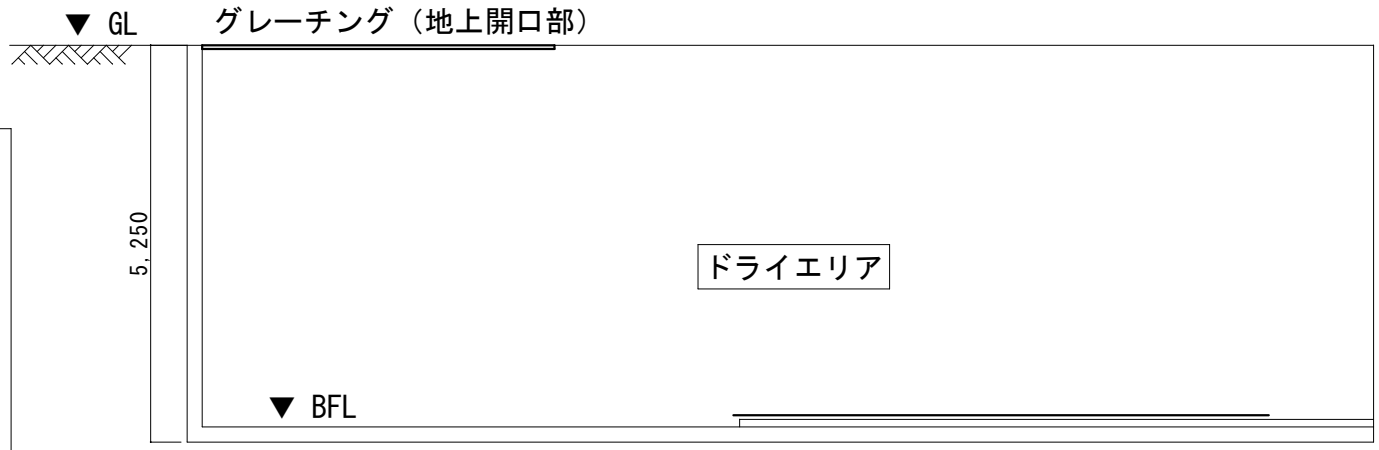

断面図　S=1/100

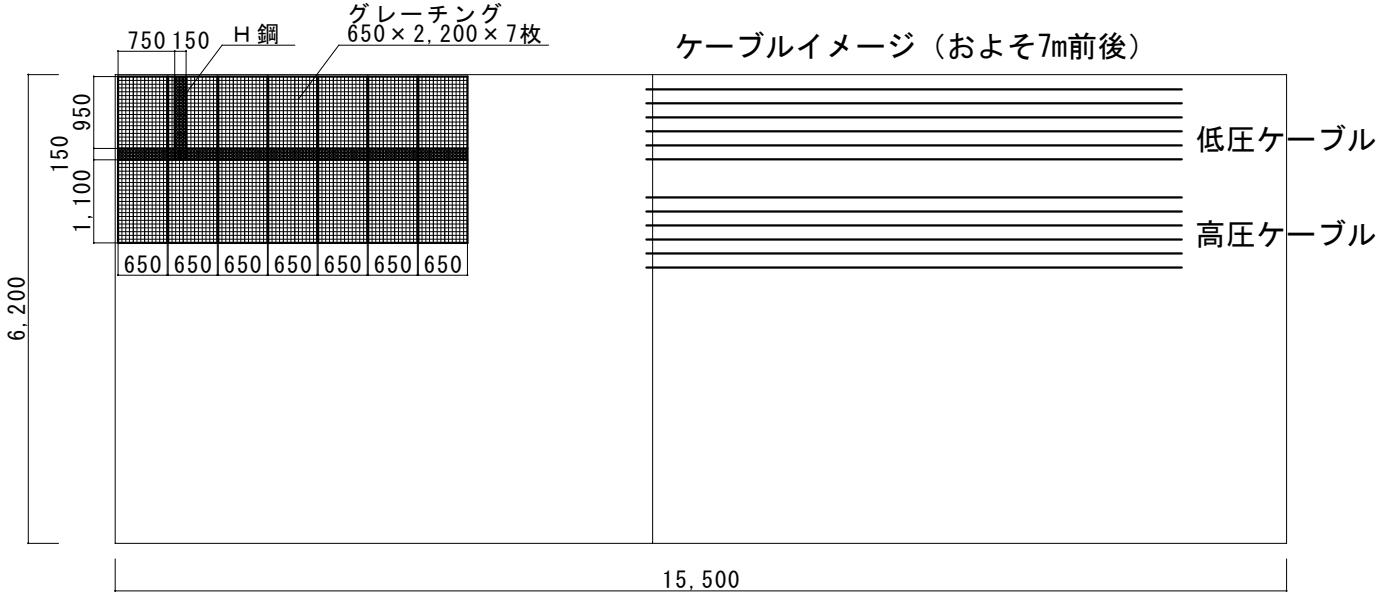

平面図　S=1/100

（別紙２）

電力ケーブルの運搬･売却に伴う計量管理

１ 目的

以下の事項は、撤去した電力ケーブルの運搬及び売却に際し、計量重量の正確性及び売却数量の透明性を確保するとともに、計量誤差や不適切な重量報告を防止することを目的とする。

２ 計量方法

① 撤去した電力ケーブルの重量は、トラックスケールにより計量するものとする。
② ケーブルの正味重量は、トラックにケーブルを積載した状態で計量した総重量から、ケーブルを荷下ろしした後のトラックの空車重量を差し引いて算出するものとする。
③ 総重量及び空車重量の計量は、原則として同一のトラックスケールを使用し、同一日に実施するものとする。
④ 空車重量（風袋重量）は搬出車両ごとに毎回実測するものとし、過去の計量結果や車検証記載の車両重量等による代用を認めない。
⑤ 荷下ろし完了後の空車計量が終了するまで、車両への物品の積込み、積卸し及び車両重量に影響を及ぼす行為を禁止する。
⑥ 計量時には、トラックの全車輪が計量台に正しく載っていることを確認し、計量値が安定した状態で記録すること。
⑦ 使用するトラックのナンバープレート番号及び自動車検査証の原本を提示（確認後返却）すること。

３ 計量器の適正性

① 使用するトラックスケールは、計量法に基づき取引に使用できる適正な計量器であること。
② 受注者は、使用する計量器の検定証印等、定期検査の実施状況及び計量器の管理状況を事前に確認し、発注者に提示すること。
③ 発注者は、必要に応じて計量器の検査状況や管理記録を確認できるものとする。
④ 計量器に異常が認められた場合は、当該計量器による計量を中止し、発注者と協議のうえ適正な計量器を使用すること。

４ 計量時の写真撮影及び記録

① 受注者は、トラックスケールによる計量の都度、積載時及び空車時の写真（無積載であることを確認できる写真含む）を撮影し、発注者に提出すること。
② 写真は、計量器の表示重量及び計量対象車両の車両番号が１枚の写真で確認できるものとし、計量日時、車両番号及び計量伝票番号と関連付けて整理すること。
③ 写真の加工、改変及び他の計量時の写真の流用を禁止する。
④ 発注者から写真データの提出を求められた場合は提出すること。
⑤ 写真撮影は、以下の内容を基本とする。

撮影対象	撮影内容
① 積載時の計量器表示	総重量が確認できること
② 積載時の車両番号	ナンバープレートが確認できること
③ 積載状況	ケーブルの積載状態が確認できること

④ 無積載時の計量器表示	空車重量（風袋重量）が確認できること
⑤ 無積載時の車両番号	同一車両であることが確認できること
⑥ 荷下ろし状況	ケーブルの荷下ろし完了が確認できること

５ 計量伝票の提出

受注者は、搬出車両毎及びケーブル区分ごとに計量伝票を取得し、発注者に提出すること。計量伝票には、次の事項を記載すること。

- 計量年月日及び時刻
- 車両番号
- 積載時総重量
- 空車重量（風袋重量）
- 正味重量
- 計量器の設置場所
- 計量伝票番号

※計量伝票と共に、関連写真も提出すること。

６ 発注者による計量立会い及び確認

① 発注者は、撤去ケーブルの運搬及び処分に際し、必要に応じて処分場又は計量施設に立ち会うことができるものとする。
② 受注者は、計量予定日時及び搬出車両を事前に通知すること。
③ 立会いに際しては、積載時の総重量、荷下ろし後の空車重量及び正味重量を確認できるものとする。
④ 発注者が立ち会う場合においても、本仕様書に定める計量、写真撮影及び記録の提出義務は免除されないものとする。
⑤ 受注者は、発注者の立会い及び確認に必要な調整を行い、これに協力すること。

７ 計量結果の照合及び再確認

① 発注者は、提出された計量伝票及び写真に基づき、正味重量の算出結果を確認するものとする。
② 計量結果に疑義がある場合、発注者は第三者の計量施設による再計量又は比較計量を求めることができるものとする。
③ 再計量の実施方法及び費用負担については、発注者と受注者が協議のうえ決定し、費用負担については、受注者側に瑕疵がある場合は受注者負担とする。
④ 計量結果に誤りが確認された場合は、正しい重量に基づき売却数量及び精算金額を修正すること。

８ 売却実績及び精算資料の提出

① 受注者は、撤去したケーブルの売却に際し、買取明細書及び売却重量が確認できる資料を発注者に提出すること。
② 提出資料には、ケーブルの種類、売却重量、買取単価及び売却金額を明記すること。
③ 発注者は、計量伝票の正味重量と受注者の買取明細書に記載された重量を照合できるものとする。
④ 売却数量及び売却金額に不一致がある場合は、受注者はその理由を説明し、必要な資料を提出すること。
⑤ 受注者は、計量伝票、計量時の写真、搬出記録及び買取明細書等を整理して保存し、発注者から求めがあった場合は速やかに提示すること。